感染症罹患後の保護者の登園届

登 園 届（保護者記入）

慈恩保育園長　殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日　医療機関名「　　」において、
病名「　　」と診断され、病状が
回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

登園の際には、上記の登園届の提出をお願いいたします。（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団内での発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよく罹る下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

〇医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	潜伏期	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	２～７日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後、１日間	抗生剤投与開始後１～２日経過し、主要症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	１～３週	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後、数日間	発熱や激しい咳など主要症状が治まっていること
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	１～３日	症状のある間と症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので、注意が必要）	下痢が治まり、全身状態が良ければ登園可
ヘルパンギーナ 手足口病	２～５日	急性期の数日間（便の中に１ヶ月程度ウイルスを排泄しているので、注意が必要）	解熱し、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	４～６日	呼吸器症状のある間	咳などの呼吸器症状が改善し、全身状態が良いこと
帯状疱疹		水泡を形成している間	すべての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹			解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと（発疹があっても良い）